

健康福祉委員会 令和4年6月 17・20 日
福祉部 資料 22 番
所管 蒲田生活福祉課

生活保護費返還金の督促処分に対する審査請求について

1 諮問理由

生活保護費返還金の督促処分に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定により議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならないため。

2 審査請求の概要

- (1) 令和 2 年 8 月 21 日、審査請求人が処分庁に対して障害厚生年金の収入申告書を提出したことにより、保護変更の必要性が認められた。同日、処分庁は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、障害厚生年金の収入認定による保護変更決定を行った。
- (2) 令和 2 年 8 月 24 日、処分庁は、審査請求人に対して、令和 2 年 8 月分の生活保護費として既に支給していた 13 万 1,930 円のうち、収入充当額 4 万 8,858 円が過渡しとなる旨を記載した保護変更決定通知書を送付した。また、過渡しに係る返還金（以下「生活保護費返還金」という。）の納入を求めるため、生活保護費返納通知書を同封した。
- (3) 令和 3 年 7 月 9 日、同日時点で生活保護費返還金の納入がなかったため、処分庁は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定に基づき、生活保護費返還金の督促処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 令和 3 年 10 月 8 日、審査請求人は、本件処分は違法又は不当であるとしてその取消しを求め、審査請求を行った。